

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、〇〇株式会社（以下「会社」という。）が保有する車両を会社の従業員が使用する場合及び従業員が自己の保有する車両を通勤のため使用し、又は業務のため使用する場合における安全運転の確保のために必要な遵守事項を定めるとともに、安全運転管理その他の車両管理に関する一般的事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 自動車…道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。
- (2) 車両…自動車及び道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 社有車…会社が所有し、又はリース会社から貸与を受けている車両であって、会社が管理しているものをいう。
- (4) マイカー…従業員が所有し、又は会社以外の者から貸与を受けている車両をいう。
- (5) 通勤車両…この規程に定める手続により通勤に使用することが許可されたマイカーをいう。
- (6) 運転者…運転免許を有し、かつ、車両の運転が許可された従業員であって、法令及びこの規程を遵守し、運行計画に基づき業務のために車両を運転するものをいい、次号のマイカー通勤者を含むものをいう。
- (7) マイカー通勤者…運転免許を有し、かつ会社の許可を受けた従業員であって、法令及びこの規程を遵守し、通勤のために車両を運転するものをいう。
- (8) 総括責任者…安全運転管理並びに業務に使用する車両の管理及びその安全かつ効率的な運行管理（以下「車両管理」と総称する。）を統括管理し、この規程に定める管理体制の最高責任者であるものをいう。
- (9) 安全運転管理者<副安全運転管理者>…道路交通法第74条の3に定める安全運転管理者<及び副安全運転管理者>をいう。
- (10) 運行責任者…各部門における車両管理の責任者（安全運転管理者が置かれている部門においては、安全運転管理者の補助者）をいう。

(法令遵守)

第3条 この規程に定める車両管理を行う者及び運転者は、この規程及び道路交通関連法

規並びに会社が指定した事項を遵守しなければならない。

第2章 運転者

(運転者の心構え)

- 第4条 運転者は、車両を運転するに当たっては、常に人命尊重を旨とし、かつ、交通法令及びこの規程を遵守し、安全運転に努めなければならない。
- 2 運転者は、当該車両のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。
 - 3 運転者は、車両を運転するに当たっては、運転しようとする車両に応じた運転免許証を持っていること、当該車両に有効な自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書等が備えられていることを確認しなければならない。

(運転者の遵守事項)

- 第5条 運転者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。
- (1) この規程に定める基準に達しない車両を使用しないこと。
 - (2) この規程に定める許可を必要とするときは、その許可を受けてから運転すること。
 - (3) 道路交通法を遵守し、安全運転に努めること。
 - (4) 過度の疲労、病気その他心身が健康な状態にないと自覚するときは、無理な運転はしないこと。なお、業務上運転の必要があるときは、自らの状態を所属長に申告し、運転の可否の判断を仰ぐこと。
 - (5) 安全運転管理者の行う安全運行に関する教育を積極的に受け、また、安全運転管理者の行う教育及び指導を遵守すること。

(禁止事項)

- 第6条 自動車及び原動機付自転車の運転免許を受けていない従業員（運転免許の効力が停止されている者を含む。）は、車両を運転してはならない。また、その運転の資格を有さない車種の車両を運転してはならない。
- 2 運転者は、酒気を帯びて車両を運転してはならない。
 - 3 運転者は、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転してはならない。